

回数払い導入に関するQ&A

回答内容は変更になる可能性があります。
(令和4年11月2日現在)

No.	No.	内容	質問	回答	回答日
1	1	加算・減算	処遇改善加算、特定処遇改善加算は算定できますか。	算定可能です。なお、処遇改善加算Ⅳ・Ⅴについては令和4年4月以降算定できません。	令和4年3月8日 令和4年3月31日
2	2	加算・減算	加算については従来通り算定できると考えてよろしいですか？ (運動器機能向上加算、事業所評価加算、科学的介護推進体制加算、処遇改善加算等)	各種加算減算について、特別地域加算、小規模事業所加算、中山間地域等加算、通所型サービスにおける同一建物減算およびサービス提供体制強化加算を除いては従来どおり算定可能です。 通所型サービスの同一建物減算およびサービス提供体制強化加算については、週あたりの利用回数に応じた単位に変更し、要支援2のかたが週1回程度利用する場合のコードを、事業対象者、要支援1のかたの単位数と同数で設定します。	令和4年3月8日 令和4年3月18日
3	3	加算・減算	同一建物減算の適用者が回数払いになる場合、同一建物減算の回数払いの設定はどうするのか？利用回数に関わらず、月額単位での減算になるのか？	訪問型サービスについては、同一建物減算については、全てのパターンで共通のコードを使用し、1か月の所定単位数の10%減算が適用されます。したがって回数払いと月額包括報酬のそれぞれの取得単位数に応じ、各単位数の10%が減算されます。 通所型サービスについては、週あたりの利用回数に応じた月額での減算となります。週1回程度の利用で月376単位、週2回程度の利用で月752単位の減算となります。	令和4年3月8日 令和4年3月18日 令和4年3月31日
4	4	報酬算定 (回数払の適用)	週1回程度のサービスの利用でも事業所により月に第5週までであっても4回までしか提供しないとサービス担当者会議とケアプランに位置づけてあれば5週ある月4回の提供でも月額報酬として算定してよいのか。	回数払いを原則と定めたことを踏まえ、ご質問のケースの場合は回数払いで請求してください。なお、以下の内容に該当する場合は、不適正なサービス提供であり、是正指導の対象となるものであることに留意してください。 ・利用者の状況や目標の達成度を踏まえない一律のサービスカット ・利用者の状態がなんら変化していないにもかかわらず、一方的にサービス提供の回数や時間を減らす「過少サービス」や、例えば、第1週から4週まで週1回一律時間のサービスを提供し第5週は一律にサービス提供をしないと、利用者の状況を踏まえない「画一的なサービス」を提供すること等 (H19.1.31)地域包括支援センターの手引きⅡ 8介護予防サービスの実施上の留意事項について https://www.mhlw.go.jp/topics/2007/03/dl/tp0313-1b-08.pdf)	令和4年3月8日
5	5	報酬算定 (包括払い上限・選択可)	訪問型サービス(従前相当)要支援2で週3利用の場合はケアプランに週3回を位置づけていると月額包括報酬(3727単位)で請求可能か、もしくは週2回を超える程度で上限12回以内の利用のみであるのか具体例を教えてください。	ご質問のケースの場合、1か月の利用回数が12回までの場合は回数払いで請求し(※)、13回以上の場合は月額包括報酬で請求してください。 ※4週の曜日で、ケアプランどおりに毎週3回利用して利用回数が12回の場合は、月額包括報酬で算定することも可能です。	令和4年3月8日 令和4年3月18日

No.	No.	内容	質問	回答	回答日
6	6	報酬算定 (選択可)	一律月額報酬とするか、利用者の要望等に応じて回数払いとするかについては、結果により、事業所において選択(決定)するという選択肢はないのでしょうか。「いずれも請求可能なケース」が具体的に見えてきていない状況なので、利用実績に基づいて、事業所で判断するというような記載ではいかがでしょうか。	月額包括報酬でも回数払いでも算定可能な場合に、一律月額報酬とするか、一律回数払いとするか又は利用者の要望等に応じて回数払いと月額包括報酬を選択可能とするか、いずれについてもサービス事業所で決定することができます。したがって、実績の確定後に料金を確定する旨の規定とすることも差し支えありません。この場合、利用料金の算定方法がサービス利用後に確定することや、利用者間で料金が異なることでトラブルを招くことのないよう、請求の根拠となる事実や経緯を整理しておく必要があると考えます。 なお、市では事業所ごとに一律月額包括報酬か一律回数払いかのいずれかを選択して定めるものと想定しています。	令和4年3月9日 令和4年3月18日
7	7	報酬算定 (選択可)	回数払いと月額包括報酬のいずれでも請求可能なケースとは、どういった場合に発生するケースのことでしょうか。利用と請求方法例では、例3-1のみと認識しておりますが、それでよろしいでしょうか。	月額包括報酬の算定項目に示す利用回数をケアプランに位置づけ、実際にその回数を利用しており、かつ回数単価×利用回数が月額包括報酬を下回る利用回数であるケースです。 説明資料で例示したものの中では例1-1(訪問型)と3-1(通所型)が該当します。	令和4年3月18日
8	8	報酬算定 (包括払の要件)	通所型サービスについて、要支援1のかたについて週2回以上、要支援2のかたについて週2回を超える程度の利用ができる場合、要支援1で月4回以上、要支援2で月8回以上利用の場合は報酬は包括報酬となるのか。	必ず月額包括報酬で請求することになるのは、回数単価×利用回数が月額包括報酬を超える場合(週1回程度利用で月の提供回数が5回以上、週2回程度利用して月の提供回数が9回以上となる場合)です。 週1回程度利用で4回、週2回程度利用で8回の場合は、ケアプランどおりに毎週サービスを利用した場合に限り、月額包括報酬での算定が可能です。	令和4年3月18日
9	9	報酬算定 (包括払の要件)	月額包括報酬の算定項目に示す利用回数をケアプランに位置づけ、実際にその回数を利用した場合は月額包括報酬で請求して差し支えないとありますが、ここでいう算定項目に示す利用回数とは、要介護度別に具体的に何回でしょうか。算定項目欄には週1回程度、週2回程度と記載されており、判断基準がわかりません。	月の利用回数は利用する曜日により異なるため、「毎週」利用したかどうか(※)を判断基準としてください。 ※No. 18のケース(予定日に利用できず、翌週に振り替えた場合等、利用しない週があった場合)を含みます。	令和4年3月18日
10	10	報酬算定 (包括払の要件 日割り請求)	日割り請求が適用されるのはどのような場合か。	1か月のサービス提供回数が一定回数を超え、月額包括報酬での請求となる場合で、国保連インターフェースⅠ-資料9に示す「月途中の事由」に該当する場合は日割り請求を行って下さい。で、利用回数×回数払い単価が月額包括報酬を超える場合です。 例えば週1回程度サービスを利用するかが、月5週ある曜日の第一週目に利用開始する場合などは、これまでは契約日を起算日として日割り請求としていましたが、回数払いの導入後は、利用回数が5回以上となる場合は日割り請求となり、4回以下の場合は回数払いとなります。	令和4年3月9日 令和4年11月2日
11		報酬算定 (日割り請求)	月途中で認定区分が変更になった場合、日割りと回数払いどちらで請求すればよいのか。	日割りの単位数と回数払いの単位数をそれぞれ算出した上で比較し、いずれか低い方で請求して下さい。	令和4年11月2日

No.	No.	内容	質問	回答	回答日
12		報酬算定 (日割り請求)	月途中で事業所が変更となった場合やショートステイを利用した場合は、日割りと回数払いどちらで請求すればよいか。	いずれの場合についても、原則回数払いとなります。ただし、一月の利用回数×回数払い単価が月額包括報酬を超える場合は、回数払いでの請求はできませんので、日割り請求として下さい。	令和4年11月2日
13	11	報酬算定 (回数払)	通所型サービスについて、要支援2で週2回ご利用の方が4回目での利用の場合は384単位となっているが395単位ではいけないのですか？例4-3において、二つのパターンが示されていますが、384と395、4回と5回、いずれの単位、回数で請求することになるのでしょうか。	秋田市では、要支援2のかたが週1回程度利用する場合のサービスコードを設けたため、利用回数によって384単位と395単位を使い分けてください。説明資料例4-3においては、利用回数が4回までの場合は384単位、利用回数が5回から8回までの場合は395単位で請求することになります。	令和4年3月18日
14	12	報酬算定 (包括払上限)	説明資料P26例3-2(通所型)において、事業対象者・要支援1の方が、5週ある曜日に5回利用した場合、P12の算定項目欄のとおり、回数払いでは4回の請求が限度なので、5回分は請求できないと考えてよろしいでしょうか。つまり、5回利用の場合は回数払いの方が高額となるが、包括報酬で請求するようにとのことでしょうか。	お見込みのとおりです。	令和4年3月18日
15	13	報酬算定 (包括払上限)	説明資料P26例3-2(通所型)において、5回利用とケアプランに位置付けられた月に、4回しか利用しない場合は、週1回の利用として認められず、回数払いで請求するようにとのことでしょうか。つまり、P12の算定項目欄の※(4回まで)という記載は、週1回程度の利用の根拠ではないということでしょうか。言い換えれば、週1回程度の利用とは、1日も休まず毎週利用する場合ということになりますが、そういう解釈でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。 「※1月の中で全部で4回まで」という記載は、1か月あたりの算定回数限度を表しており、利用の根拠ではありません。	令和4年3月18日
16	14	報酬算定 (包括払上限)	説明資料P29例4-1(通所型)において、5週ある月に毎回(10回)利用した場合に包括報酬となるのは理解できませんが、利用しない日のある(9回利用の)月に包括報酬となる根拠がわかりません。プラン通り週2回利用しなければ包括報酬は算定できないと解釈していますがいかがでしょうか。No4の質問における当方の解釈と食い違いが生じます。	月額包括報酬で算定するパターンは2つあり、1つ目は月額包括報酬の算定項目に示す利用回数をケアプランに位置づけ、実際にその回数を利用した場合です。2つ目は、回数単価×利用回数が月額包括報酬を上回る場合です。(説明資料 スライド17)	令和4年3月18日
17	15	報酬算定 (包括払上限)	訪問型独自サービスⅢ 要支援2、週2回を超えるもの、月15回まで 3,727単位が設定されていましたが、今回の改定でどのようになるのでしょうか？また、訪問型独自サービスⅥとの関係はどのようになりますか？	訪問型独自サービスⅢについては従来どおり算定可能です。1か月の利用回数が12回までの場合は回数払いで請求し(※)、13回以上の場合は月額包括報酬で請求してください。 ※ケアプランどおり毎週3回利用して利用回数が12回の場合は、月額包括報酬で算定することも可能です。	令和4年3月18日
18	16	報酬算定	・利用と請求方法の説明欄で、太字とアンダーラインで示されている単位数と請求方法は、これ以外に選択の余地はないということでしょうか。	説明資料で例示したケースについては、太字とアンダーラインで示す選択肢以外はありません。	令和4年3月18日
19	17	報酬算定	訪問型独自サービスⅢについても、利用と請求方法は、訪問型サービスで示された例と同じでしょうか？	利用と請求方法の考え方については、説明資料の例1、2と同様です。説明資料に示すとおり、月額包括報酬を上限として原則回数払いで請求し、月額包括報酬の算定項目に示す利用回数をケアプランに位置づけ、実際にその回数を利用した場合は月額包括報酬で請求することも可能です。 【説明資料スライド 17】	令和4年3月18日

No.	No.	内容	質問	回答	回答日
20	18	利用形態	要支援1の方が利用予定日に欠席となった場合、その代わりとして翌週に2回利用することは可能か。	利用可能です。 利用日の振り替えによって、ケアプランに位置づけた利用回数が提供された場合は、月額包括報酬の算定が可能です。	令和4年3月8日
21	19	利用形態	夏季休暇や年末年始の休暇で、営業日でない場合はどのようなとらえ方をしたらよいのでしょうか？5週ある曜日でも4週の曜日と捉えて良いのか？あくまでも5週の曜日と捉えるのか？	休業日も含め、あくまでも5週の曜日として算定してください。	令和4年3月8日
22	20	利用形態	通所型サービスについて、要支援1で週2回以上或いは要支援2で週2回を超える利用をしている方がいる場合、今後は要支援1は週1回、要支援2は週2回しか利用できなくなるのか。	事業対象者および要支援1のかたは週1回程度、要支援2のかたは週2回程度の利用と想定されます。 しかし、当該サービスが利用者の自立支援・重度化防止に資すると認められる場合に、事業対象者および要支援1のかたについて週2回以上、要支援2のかたについて週2回を超える程度のサービスを提供することまでを制限したものではありません。 なお通所型サービスでは、上記の場合における回数単価を設定していないことから、請求方法は月額包括報酬のみとなります。	令和4年3月18日
23	21	利用形態	従前サービスとA型の組み合わせは可能ということですが、単価設定のサービスコードの組み合わせは可能でしょうか。例えば、訪問型独自サービスIVと短時間サービスの併用など。	可能です。	令和4年3月8日
24	22	利用形態	従前相当の訪問型サービスを利用するケアプランを作成していたが、体調不良等の理由で月に1度だけサービス提供の内容が生活援助のみ、すなわち訪問型サービスAと同等となった場合、従前相当と訪問Aの組み合わせ利用として請求すべきか。	ケアプランにおいて従前相当サービスのみを位置づけていたところ、結果として提供内容が生活援助のみの時があったとしても、従前相当サービスとして請求して差し支えありません。 なお上記の事例等において、生活援助のサービス提供者が訪問型A従事者研修修了者である場合は、当該提供回分は従前相当サービスとしては算定できません。	令和4年3月8日
25	23	利用形態	回数払いの上限額は月額包括報酬となるが、短時間サービスと通常時間の訪問型サービスの回数払いを併用する場合の上限額はあるのか。	短時間サービスと通常時間の訪問型サービスの回数払いを併用する場合においても、通常時間の訪問型サービスの月額包括報酬を上限として算定して下さい。なお、週あたりの利用回数は、短時間サービスと通常時間の訪問型サービスを合算した回数になります(例参照)。 また、月額包括報酬と短時間サービスを併せて算定することはできません。 例: 同じ週(又は日)に訪問型サービスを1回と短時間サービス1回利用する場合は、週あたりの利用回数は2回程度となり、月額2,349単位が上限となります。	令和4年3月31日
26	24	利用形態	1回あたりの回数単価での請求となる場合、一日に複数回算定することはできるのか。	介護予防ケアマネジメントにおいて必要と判断された場合に、訪問型独自サービスIV・V・VIを一日に複数回算定すること、短時間サービスや訪問Aを一日に複数回算定すること、およびこれらを組み合わせで1日に複数回算定することは、いずれも可能です。 この場合、前回提供した訪問型サービスから2時間の間隔を空ける必要があります。	令和4年3月31日

No.	No.	内容	質問	回答	回答日
27	25	その他	開始に向けて利用者にも周知していかなくてはなりません。しかしパンフレットも説明できる物もないので今回の資料を利用者に見せて説明するしかないと考えています。利用者に今回の資料を控えとして渡しても良いでしょうか。(利用者も分かりにくいサービスなので書面で渡さなくてはと考えています)	差し支えありません。	令和4年3月8日
28	26	その他	もし、利用者から利用料についてクレームが入った場合、保険者の方でキチンと対応してもらえるのでしょうか？	回数払いでも月額包括報酬でも算定可能な場合に、最終的にどちらを算定するかは事業所の判断によるとされている旨をご説明いただいた上で、最終的な判断を事業所に一任していることに対する質問や意見については、市に説明を求めているだけで構いません。	令和4年3月8日
29	27	その他	一律月額報酬とするか、利用者の要望等に応じて回数払いとするかについては、重要事項説明書の見直しと利用者への説明だけで、(市への)届出等の必要はないと考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。	令和4年3月8日
30	28	その他	一律月額報酬とするか、利用者の要望等に応じて回数払いとするかについて、重要事項説明書の記載例などは示されないのでしょうか。	現在のところ予定はありません。	令和4年3月8日
31	29	その他	週あたりの利用回数をケアプランに位置づける際、ケアプランのどこに記載したらよいか。	サービス利用票又は介護予防サービス・支援計画書内の任意の欄に記載していただくことで構いません。	令和4年3月31日
32	30	その他	当日キャンセルの場合に、利用者からキャンセル料を徴収してもよいか。	キャンセル料を徴収することは可能です。 ただし、あらかじめ運営規程および重要事項説明書に明記の上、契約時に丁寧に説明して同意を得ておく必要があり、それらの説明や同意がなく、実際にキャンセルが発生した時点で金額を定めて徴収するようなことはできません。 また、その額を定めるに当たっては、キャンセルによって被る損害の程度にかかわらず一定額を徴収する方法は不相当であり、実損額を考慮し、キャンセルの内容や時期などに応じた額又は率とするのが適当です。 なお、回数単価×利用回数が月額包括報酬を上回ることにより、急なキャンセルが発生してもなお月額包括報酬で算定することとなる場合は、事実上実損が生じていないことから基本的にキャンセル料を徴収することはできないものと考えます。	令和4年3月31日